

防衛装備庁訓令第34号

防衛装備庁における契約事務に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁における契約事務に関する訓令

改正 令和2年3月27日庁訓第1号

令和4年4月26日庁訓第8号

令和4年5月27日庁訓第9号

令和5年3月31日庁訓第11号

令和6年3月28日庁訓第15号

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 契約の締結

第1節 調達要求書等の受理等（第4条－第6条）

第2節 仕様書等の作成及び調達要求書等の変更の  
協議等（第7条－第10条）

第3節 雑則（第11条）

第 4 節 契約方式及び契約相手方の選定並びに決定  
等（第 1 2 条－第 1 9 条）

第 5 節 契約条項、契約方法の適用基準等（第 2 0  
条－第 2 9 条）

第 6 節 公告、入札及び落札（第 3 0 条－第 3 5 条  
）

第 7 節 契約の締結（第 3 6 条－第 3 8 条）

### 第 3 章 契約の履行

第 1 節 総則（第 3 9 条）

第 2 節 監督及び検査（第 4 0 条）

第 3 節 納入及び受領（第 4 1 条）

第 4 節 代金の支払（第 4 2 条）

第 5 節 秘密（第 4 3 条）

### 第 4 章 契約の変更（第 4 4 条）

### 第 5 章 契約の事故

第 1 節 履行遅延（第 4 5 条）

第 2 節 契約の解除（第 4 6 条－第 4 8 条）

第 3 節 契約物品及び官給物品等の事故（第 4 9 条）

－ 第 5 3 条)

第 4 節 契約物品の契約不適合 (第 5 4 条)

第 5 節 事故処理委員会 (第 5 5 条)

第 6 章 雑則 (第 5 6 条)

附則

第 1 章 総則

(通則)

第 1 条 この訓令は、防衛装備庁（以下「装備庁」という。）における中央調達（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和 4 9 年防衛庁訓令第 4 号。以下「調達実施訓令」という。）第 3 条に規定する装備品等及び役務の調達をいう。）の契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達する装備品等及び役務について、別に定める場合は除くものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令における用語の意義は、調達実施訓令

に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 担当官 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官をいう。

(2) 地方防衛局長等 北海道防衛局長、北関東防衛局長、南関東防衛局長、近畿中部防衛局長、中国四国防衛局長、沖縄防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長をいう。

(3) 物別官室長 調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官並びに調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官

付航空機部品器材室長及び調達事業部輸入調達官付  
有償援助調達室長をいう。

(4) 仕様書等 仕様書並びに参考として仕様書に添付  
された図面、見本及び図書をいう。

(5) 官給品 契約の履行のため契約相手方に支給する  
材料、部品又は機器をいう。

(6) 貸付品 契約の履行のため契約相手方に貸し付け  
る治工具、測定具等をいう。

(7) 契約不適合 引き渡された目的物が種類、品質又  
は数量に関して契約の内容に適合しないことをいう。

(契約事務の原則)

第3条 この訓令の運用に当たっては、会計法（昭和2  
2年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22  
年勅令第165号。以下「予決令」という。）その他  
の法令の定めるところに従い、厳正公平かつ迅速に処  
理するとともに、相手方に対しては、信義に従い、誠  
実な態度をもって接するものとする。

## 第2章 契約の締結

## 第1節 調達要求書等の受理等

(調達実施計画の作成)

第4条 防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は調達実施訓令第10条の規定に基づき、調達実施計画を作成するものとする。この際、調達業務の平準化及び効率化に留意した適切な調達の実施時期を設定の上、作成するものとする。

2 調達実施計画の作成について必要な事項は、別に定めるものとする。

(支出負担行為計画示達書等の受理等)

第5条 調達管理部長は、防衛省予算の執行手続に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第29号。以下「訓令第29号」という。第10条において同じ。）第5条の規定に基づき支出負担行為計画示達書（「示達書」という。以下この章において同じ。）及び支出負担行為計画示達内訳書（「示達内訳書」という。以下この章において同じ。）の送付を受けた場合には、当該示達内訳書の内容が示達書の範囲内であるか否かを照合

し、不適合又は誤記がないと認めるときは、当該示達内訳書を調達事業部長及び関係の官に送付するものとする。

2 調達管理部長は、第1項の規定により照合を行った結果、不適合若しくは誤記があると認める場合又は送付先の関係の官より疑義がある旨の通知を受けた場合において必要があると認めるときは、当該示達書及び示達内訳書の変更について大臣官房会計課長に通知するものとする。

(調達要求書等の受理等)

第6条 調達管理部長は、調達実施訓令第11条第1項又は第2項の規定に基づき調達要求書及び仕様書等(以下「調達要求書等」という。)の送付を受けた場合には、当該要求書に記載されている品目、数量、金額等が示達内訳書の範囲内か否かについて照合し、異状がないと認めるときは、当該調達要求書等を調達事業部長及び関係の官に送付するものとする。

第2節 仕様書等の作成及び調達要求書等の変

## 更の協議等

(仕様書等の作成)

第7条 調達事業部長は、前条の規定により送付を受けた調達要求書等に装備庁において仕様書等を作成することとされている品目がある場合には、当該品目に係る仕様書等を作成し又は既定の仕様書等の適用の可否について速やかに検討するものとする。

(監督及び検査の実施要領の作成又は検討)

第8条 調達事業部長は、第6条の規定により調達要求書等の送付を受けた場合には、当該調達要求書等に基づき監督実施要領、完成検査実施要領及び受領検査実施要領（以下「実施要領」という。）を作成し又は既定の実施要領の適用の可否について速やかに検討するものとする。

(納期、調達要求書記載金額、仕様書等の変更の協議)

第9条 調達事業部長は、第6条の規定により調達要求書等の送付を受けた場合には、次号について検討する

ものとし、必要に応じ、当該内容の変更のための協議書を作成し、長官の決裁を受け、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

(1) 当該調達要求書等に記載されている納期について、当該納期内では調達が困難であることが明らかなきとき。

(2) 当該調達要求書等に記載されている金額について、当該金額では調達が困難であることが明らかであり、かつ、増額すべき金額を確実に予定することができるとき。

(3) 当該仕様書等に記載されている内容及び記述が調達の実情に合致するか否かの検討を行い、仕様書等に不備があることを発見したとき。

(協議書に対する回答)

第10条 調達事業部長は、前条各号の規定により大臣官房長等に送付した協議書に対し、大臣官房長等から変更の内容を記載した回答を受けた場合には、その回答をもって調達要求書等の内容に変更があったものと

して取り扱うものとする。ただし、訓令第29号第5条の規定に基づき示達書及び示達内訳書の変更を要するものにあつては、当該示達書及び示達内訳書の変更があるまではこの限りでない。

### 第3節 雑則

(調達の受託)

第11条 調達管理部長は、調達実施訓令第6条の規定に基づき大臣官房長等から調達の申込みを受けた場合には、調達事業部長の意見を徴し、特別の支障のない限り、長官の承認を受けてこれを受託するものとする。この場合において、「調達要求書」とあるのは「調達委託書」と、「調達要求書等」とあるのは、「調達委託書及び仕様書等」と読み替えるものとする。

### 第4節 契約方式及び契約相手方の選定並びに 決定等

(防衛大臣による調達の相手方の選定)

第12条 契約方式及び契約相手方について、調達実施訓令第14条の2の規定に基づき防衛大臣による調達

の相手方の選定の通知があった場合には、当該通知によるものとする。ただし、調達事業部長は、当該通知によることが著しく適当でないと認める場合には、当該通知の変更を必要とする意見を付して、防衛大臣に対して当該通知の変更の申請の手続をとることについて長官に上申するものとする。

(有資格者名簿からの選定)

第13条 契約相手方として選定しようとする者は、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第13条第1項に規定する有資格者名簿に記載されている者（以下「有資格者」という。）でなければならない。

2 資格審査について必要な事項は、別に定めるものとする。

(一般競争に付する場合の制限)

第14条 調達事業部長は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めると

きは、別に定めるところにより、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定めるものとする。

(業態調査)

第15条 調達事業部長は、契約方式及び契約相手方の選定を公平かつ適切に行うため、次の各号に掲げる事項について、随時、有資格者の業態を調査するよう努めるものとする。

- (1) 法令の規定に基づく官公署等の許可又は認可
- (2) 政府機関又はこれに準ずる機関の検定、基準、標準規格等の合格
- (3) 他の製造会社又は販売会社から得ている製造権、販売権、特許権等の実施権等
- (4) 特殊な技術、機械器具、生産設備等の有無
- (5) 資産の状況及び信用度の程度

(契約方式等の検討及び調達伺の作成)

第16条 調達事業部長は、第6条及び第11条の規定により送付された調達要求書等又は調達委託書、第8条の規定により作成した実施要領、予定価格の算定上

考慮すべき事項に基づき、契約方式、選定しようとする相手方、入札等の期日、入札保証金、契約保証金、適用すべき契約条項その他契約の締結について必要な事項を検討の上、調達伺を作成するものとする。

(指名随契審査会への付議等)

第17条 調達事業部長は、調達実施訓令第15条に規定する案件について、諮問案を作成し、指名随契審査会の審議に付すものとする。

2 指名随契審査会について必要な事項は、別に定めるものとする。

(防衛大臣の承認又は報告を要する契約)

第18条 調達事業部長は、調達実施訓令第16条の規定に基づきあらかじめ防衛大臣の承認を受けることとなっている随意契約又は報告を要する随意契約については、防衛大臣の承認を受けるための申請書又は報告書を作成し、長官の決裁を受けるものとする。

(予定価格の算定等)

第19条 調達事業部長は、第6条の規定により送付を

受けた調達要求書等その他必要な事項に基づき、所掌する品目に係る計算価格を計算し、予定価格を算定して予定価格調書等を作成するものとする。

2 予定価格の算定の基準、方法等については、別に定めるところによる。

## 第5節 契約条項、契約方法の適用基準等

(契約条項等の種類)

第20条 契約条項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 基本契約条項

(2) 特約条項

(3) 特殊条項

(4) 特別契約条項

2 前項第1号に規定する基本契約条項は、装備品等の調達に関する契約に原則として適用されるものとし、その種類は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 売買契約条項

(2) 製造請負契約条項

(3) 役務請負契約条項

- 3 第1項第2号に規定する特約条項は、基本契約条項又は特別契約条項を補完する必要がある場合に適用されるものとする。
- 4 第1項第3号に規定する特殊条項は、基本契約条項若しくは特約条項又は特別契約条項と異なる定めをする必要があると認める場合に適用されるものとする。
- 5 第1項第4号に規定する特別契約条項は、契約の性質上基本契約条項を適用することができない契約又は装備品等の性質上基本契約条項に特殊条項を付して契約することが不相当と認められる契約に適用されるものとする。

(契約条項の適用の原則等)

第21条 調達事業部長は、契約の締結に当たっては、装備品等の性質を勘案し、調達要求書等の定めるところに従い、契約ごとに適用すべき基本契約条項、また、必要がある場合には、特約条項、特殊条項若しくは特別契約条項を選択し又は特約条項、特殊条項若しくは特別契約条項を作成するものとする。

(基本契約条項の適用基準)

第 2 2 条 売買契約条項は、契約相手方から契約物品の所有権及び占有権を国に移転することを約し、国がこれにその代金を支払うことを約する契約に適用する。

2 製造請負契約条項は、契約相手方が専ら又は主として自己の材料を用いて契約物品を製造し、その所有権及び占有権を国に移転することを約し、国がこれにその代金を支払うことを約する契約に適用する。

3 役務請負契約条項は、契約相手方が国の物品について役務を行い、これを国に引き渡すことを約し、国がこれにその代金を支払うことを約する契約に適用する。

(前払金及び部分払に関する特約条項の適用基準)

第 2 3 条 装備庁における装備品等及び役務の調達に係る前金払及び概算払（以下「前金払等」という。）を実施する場合には、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 示達内訳書又は調達要求書に前金払を行うこととされている場合

(2) 防衛省における前金払等の実施に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第24号）第2条各号に掲げる経費をもって契約を締結する場合において、当該経費の性質上前金又は概算をもって支払をしなければ、当該契約の完全な履行の確保が困難となり、事務に支障をきたすおそれがあるとき。

2 前項の規定により、前金払等を実施する契約には、前払金に関する特約条項を適用する。

3 部分払を実施する場合には、次の各号の一に該当する場合に適用する。

(1) 示達内訳書又は調達要求書に既納部分払又は既済部分払を行うこととされている場合

(2) 調達事業部長が既納部分払又は既済部分払を相当と認める場合

4 前項の規定により、部分払を実施する契約には、部分払に関する特約条項を適用する。

（契約方法の種類）

第24条 契約方法の種類は、次の各号に定めるとおり

とする。

- (1) 確定契約
- (2) 準確定契約
- (3) 概算契約

2 確定契約とは、契約金額（契約金額が変更された場合には、当該変更金額をいう。以下同じ。）をもって契約相手方に支払われる代金（以下「代金」という。）の金額を確定している契約をいう。

3 準確定契約とは、代金の金額を後日あらかじめ定める基準に従って契約金額の範囲内で確定することとしている契約をいう。

4 概算契約とは、代金の金額を後日あらかじめ定める基準に従って確定することとしている契約をいう。

（確定契約）

第25条 確定契約の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般確定契約
- (2) 超過利益返納条項付契約

2 一般確定契約とは、超過利益返納条項付契約以外の確定契約をいう。

3 超過利益返納条項付契約とは、確定契約であって、契約相手方に超過利益が生じた場合には、あらかじめ定める基準に従って当該超過利益を返納させることとしている契約をいう。

(準確定契約)

第26条 準確定契約の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中途確定条項付契約

(2) 履行後確定条項付契約

(3) 特定費目の代金の確定に関する特約条項付契約

2 中途確定条項付契約とは、契約の履行の中途までの実績に基づき代金の金額を確定することとしている契約をいう。

3 履行後確定条項付契約とは、契約の履行の終了までの実績に基づき代金の金額を確定することとしている契約をいう。

4 特定費目の代金の確定に関する特約条項付契約とは、特定の計算項目又は計算要素に係る実績に基づき代金の金額を確定することとしている契約をいう。

(準確定契約の適用基準)

第27条 中途確定条項付契約及び履行後確定条項付契約は、あらかじめ代金の金額を確定することが契約相手方に不当の利益を生ずるおそれがあり、確定契約によることが適当でない場合に採用される。これらの契約には、それぞれ代金の中途確定に関する特約条項及び契約履行後における代金の確定に関する特約条項が適用される。

2 計算価格の計算項目又は計算要素に、あらかじめ当該計算項目又は計算要素に係る代金の金額を確定することが契約相手方に不当の利益を生じるおそれがあり、確定契約によることが適当でない場合には、特定費目の代金の確定に関する特約条項を適用するものとする。

3 準確定契約の方法を採用する契約にあっては、代金

の金額の確定期日を定めるに当たって国の会計制度に配慮するものとする。

(概算契約の適用基準)

第28条 概算契約は、計算価格に次の各号の一に掲げる費目を含み、当該費目の代金の金額を当該費目の実績に基づき確定することが適当であると認める場合に採用することができる。この契約には、特定費目の代金の実費精算に関する特約条項が適用される。

- (1) 輸入品契約に含まれる関税及び機能検査費用
- (2) 国産品及び輸入品契約に含まれる開発分担金その他注文者が直接支払うべき費用の支払を契約相手方に委任した場合の当該費用

2 概算契約は、随意契約のうち、予定価格の算定において当年度の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）の規定により計算する加工費率、一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率をいう。以下同じ。）が設定されるまでの間に適用することが適当と認める経費率を

適用した場合に採用することができる。この契約には、暫定的な経费率適用に係る代金の確定に関する特約条項が適用される。

- 3 概算契約は、前2項に規定する場合のほか、特別の事情によりあらかじめ適用すべき特約条項の案を添えて、調達事業部長の承認を受けない限り採用してはならない。

(単価契約等)

第29条 調達事業部長は、特別の事情により単価契約又は後納契約を締結しようとする場合には、適用すべき契約条項を作成するものとする。

#### 第6節 公告、入札及び落札

(公告及び通知)

第30条 調達事業部長は、装備品等の調達について、契約の条件が確定した場合には、競争に付する契約の入札の期日を定め、一般競争に付するときは入札に必要な事項を掲示板に公告し、また、指名競争に付するときは選定した相手方に通知するものとする。

- 2 前項に規定する公告は、入札の期日の前日から起算して10日前までに行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、5日前まで短縮することができる。
- 3 調達事業部長は、随意契約による契約についても、前2項の規定に準じて行うよう努めるものとする。

(入札説明会)

第31条 調達事業部長は、前条第1項の規定により公告又は通知を行った入札の条件について、入札に参加しようとする者に説明を行う必要があると認める場合には、入札説明会を開催するものとする。

- 2 調達事業部長は、入札説明会を行う場合には、あらかじめ入札説明会の日時、場所等を前条第1項の規定により掲示板に公告し又は選定した相手方に通知するものとする。
- 3 調達事業部長は、前2項に規定する場合のほか、有資格者又は第1項に規定する入札に参加しようとする者から公告又は通知した事項に関して説明を求められた場合には、これについて説明を行うものとする。

(入札の実施)

第 3 2 条 調達事業部長は、競争契約を行う場合には、  
入札の方法をもってこれを行うものとする。

2 調達事業部長は、前項の規定により入札を行う場合  
には、入札場所への関係者以外の者の同席を禁ずる等  
、入札の公正を期するため厳格に行うものとする。

(落札者の決定)

第 3 3 条 調達事業部長は、予定価格の制限の範囲内で  
最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。  
ただし、予決令第 9 1 条第 2 項の規定を適用する場合  
には、個別に定めた審査基準により落札者を決定する。

(最低価格の入札者に関する特例)

第 3 4 条 調達事業部長は、予定価格が 1 千万円を超え  
る製造その他についての請負契約に係る入札において  
、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にか  
かわらず最低の価格をもって入札を行った者を落札者  
とせず、次順位者をもって落札者とすることができる。  
(1) 当該最低価格で入札を行った者をもっては、契約

の内容に適合した履行がなされないおそれがあると  
認められたことについて合理的な理由がある場合

(2) 当該最低価格で入札を行った者と契約を締結する  
ことが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれ  
があつて著しく不適當であると認められた場合

2 前項第1号に規定する契約の内容に適合した履行が  
なされないおそれがある入札価格の基準は、予定価格  
に10分の8を乗じて得た額を下回る価格又は予定価  
格積算上の材料費に及ばない価格とする。

3 第1項の規定により次順位者をもって落札者とする  
場合には、予決令第86条から第90条まで、契約事  
務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第10条  
並びに防衛省細則第25条及び第26条の規定を適用  
する。

4 予決令第69条に規定する契約審査委員は、調達管  
理部長とする。

（契約相手方の決定）

第35条 調達事業部物別官室長は、入札を実施し又は

見積書を徴取した場合には、落札等判定書を作成し、入札又は商議を行った結果（入札等が不調（入札者若しくは落札者がいない場合をいう。以下同じ。）となった場合を含む。）について担当官の決裁を受けるものとする。

- 2 前項の規定により落札等判定書（入札等が不調となった場合を除く。）について担当官の決裁を受けた場合には、これをもって契約相手方が決定したものとする。

## 第7節 契約の締結

（契約書等の提出及び確認）

第36条 調達事業部長は、契約相手方が決定した場合には、契約相手方に対し契約書（契約条項及び仕様書等を含む。以下同じ。）の作成のため必要な部数の仕様書等を交付し、契約相手方から契約書その他契約の締結に必要な書類を提出させるものとする。

（支出負担行為の発議）

第37条 調達事業部物別官室長は、契約相手方から提

出された契約書を受理した場合には、内容確認後、支出負担行為に必要な書類を添付し、担当官の支出負担行為の発議を求めた上、支出負担行為認証官（以下「認証官」という。）の認証を受けるため当該書類（「契約書等」という。以下同じ。）を監察監査・評価官に送付するものとする。

（支出負担行為の認証）

第38条 監察監査・評価官は、前条の規定により契約書等の送付を受けた場合には、当該契約書等について認証のための審査を行い、当該支出負担行為が適正であると認めるときは、認証官の認証を受けた上、契約書に認証の表示を行うものとする。

2 監察監査・評価官は、前項の規定により審査を行った結果、当該支出負担行為が適正でないと認める場合には、当該契約書等について認証の表示を拒否し、その理由を付して当該契約書等を調達事業部物別官室長に返送するものとする。

### 第3章 契約の履行

## 第 1 節 総則

### (契約の履行)

第 39 条 調達事業部長及び地方防衛局長等は、契約の履行を促進する必要があると認める場合には、契約相手方から契約の履行の状況について報告を求める等、契約の履行の状況を調査し、契約の適正な履行の確保に努めるものとする。

2 調達事業部長及び地方防衛局長等は、監督又は検査の実施に当たって、契約物品が納期内に納入されないおそれがある場合又は契約の履行上好ましくない状況がある場合において、その原因が契約相手方にあると認めるときは、当該相手方に対し履行の促進又は事態の改善について適切な措置を求めるものとする。

3 調達事業部長は、契約の適正な履行を確保するため、大臣官房長等と相互に緊密な連絡又は遅滞なく調整を行うものとし、必要に応じ、契約業務処理上要する大臣官房長等との協議について、長官の承認を受けたのち行うものとする。

## 第 2 節 監督及び検査

(監督及び検査の申請書の受理及び指令書の作成)

第 4 0 条 調達事業部長及び地方防衛局長等は、契約条項の定めるところに従い、監督又は検査を実施する場合には、契約相手方より監督又は検査に係る申請書を提出させ、その実施について必要な事項を定め、監督又は検査指令書を作成するものとする。

2 監督及び検査については、中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（平成 2 7 年防衛装備庁訓令第 3 9 号）の定めるところによる。

## 第 3 節 納入及び受領

(納入及び受領)

第 4 1 条 調達事業部物別官室長は、契約相手方が契約物品を納入場所に持ち込み、受領検査官の受領検査に合格した場合に当該受領検査官から送付される受領検査調書を受領した場合には、契約書と照合確認を行うものとする。

2 調達事業部物別官室長は、前項の規定により受領検

査調書の照合確認を完了した場合には、担当官に報告し、当該検査調書を官署支出官に送付するものとする。

#### 第4節 代金の支払

(代金の支払)

第42条 代金は、契約物品の全部の納入があった場合に支払うものとする。

2 部分払は、部分払に関する特約条項の定めるところに従い行うものとし、当該条項が付されていない契約については、これを行ってはならない。

3 前金払は、前払金に関する特約条項の定めるところによるものとし、当該条項が付されていない契約については、これを行ってはならない。

4 本条に定めるもののほか、代金の支払等について必要な事項は、支出官事務規程（昭和22年大蔵省令第94号。「省令第94号」という。）その他別に定めるところによる。

#### 第5節 秘密

(秘密に係る契約の締結等)

第43条 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項に規定する「秘密」、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する「特定秘密」及び日米防衛相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する「特別防衛秘密」に係る事務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 契約の変更

（契約の変更）

第44条 調達事業部長は、契約の履行途中において、次の各号に掲げる事項を変更しようとする場合には、契約の変更の措置をとらなければならない。ただし、第6号から第9号までに掲げる事項で、契約金額に影響がない軽微な変更の場合には、契約相手方と協議の上、変更通知書にて措置することができる。

- (1) 契約相手方
- (2) 契約金額

- (3) 契約品目
- (4) 契約数量
- (5) 契約単価
- (6) 仕様書等
- (7) 納期
- (8) 納入場所
- (9) 契約条項

2 調達事業部長は、前項の規定により検討を行った結果、契約の変更の措置をとる必要があると認める場合においては、契約相手方より、変更契約書、見積書その他契約の変更について必要な書類を提出させるものとする。

## 第5章 契約の事故

### 第1節 履行遅延

(納期の猶予)

第45条 調達事業部長は、契約相手方から納期までに給付の終了（契約物品の持込み、据付けを必要とする場合には据付けの完了）の届出を行うことができない

又はそのおそれがあると認めるとして納期猶予申請書を受理した場合には、納期の猶予の可否について検討を行うものとする。

2 調達事業部長は、前項に規定する納期の猶予を適当と認める場合には、猶予期限及び猶予を必要とする部分、範囲等について、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

3 調達事業部長は、前項の規定により協議を行った結果、大臣官房長等から納期の猶予を可とする旨の回答を受けた場合には、納期猶予申請書に必要事項を記載し、納期の猶予の承認について、認証官の認証を受けるものとする。

4 調達事業部長は、前項の規定により認証を受けた場合には、契約相手方に納期猶予申請書を交付するものとする。

## 第2節 契約の解除

(契約の解除)

第46条 調達事業部物別官室長は、次の各号の一に該

当する場合には、契約の全部又は一部について解除の措置をとるものとする。また、必要があると認めるときは、契約相手方に対し、その事実を証する書類を添付した書面を提出させるものとする。

- (1) 契約物品について履行遅延が生じた場合において、納期の猶予又は再猶予が認められないとき。
- (2) その他契約条項に定める解除の要件に該当すると認められる場合。

2 調達事業部物別官室長は、前項各号の一に該当すると認める場合には、契約の解除の検討を行い、契約を解除することが相当であると認めるときは、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

3 調達事業部物別官室長は、前項の規定により協議を行った結果、大臣官房長等から解除を可とする旨の回答を受けた場合には、契約条項に定めるところに従い、解除の部分又は範囲、違約金又は損害賠償の額その他必要事項（以下「契約の解除に伴う処置等」という。）について契約相手方と協議するものとする。

4 調達事業部物別官室長は、前項の規定により契約相手方と協議を行った結果、契約の解除に伴う処置等を決定した場合には、全部解除にあつては契約の解除に関する合意書を、一部解除にあつては変更契約書を作成して担当官の決裁を受け、認証官の認証を受けるものとする。

5 調達事業部物別官室長は、前項の規定により認証を受けた場合には、契約相手方に契約の解除に関する合意書又は変更契約書を交付するものとする。

(解除の協議が不調となった場合の措置)

第47条 調達事業部物別官室長は、前条第3項に規定する契約相手方との協議が不調となった場合には、契約の解除に伴う処置等を記載した契約解除通知書を作成し、担当官の決裁及び認証官の認証を受け、当該相手方にこれを送付することにより通知するものとする。

(契約相手方の解除権の行使)

第48条 調達事業部長は、契約相手方が契約条項に定めるところに従い契約の解除を行う場合には、当該相

手方に対し解除の原因となる事実を証する書類及び解除権を行使する理由その他必要と認める事項を記載した書面を提出させるものとする。

- 2 調達事業部長は、契約相手方の解除権の行使が相当であると認める場合には、契約の解除の措置をとるものとする。この場合には、第46条第2項から同条第5項までの規定を準用する。

### 第3節 契約物品及び官給物品等の事故

(事故の対応)

第49条 調達事業部長及び地方防衛局長等は、契約の履行中において、官給品（既に契約物品に取付等が行われたものを除く。）、貸付品又は役務対象物品（以下「官給物品等」という。）並びに契約物品（既に取付等が行われた官給品を含む。）に、亡失、滅失又は損傷（以下「事故」という。）が発生した場合には、契約相手方に対し、必要な事項を記載した書面を提出させるものとする。

- 2 地方防衛局長等は、前項の場合において損害の程度

、契約の履行に及ぼす影響等を勘案し、必要な事項について調達事業部長に速報するものとする。また、前項の規定により契約相手方から提出させた書面とともに、調達事業部長に報告するものとする。

(応急措置)

第50条 調達事業部長は、前条第2項の規定により速報を受けた場合及び事故の発生を確認した場合において、事故が次の各号の一に該当すると認めるときは、応急措置案を作成し、担当官の承認を受け、長官に報告した上で、所掌の地方防衛局長等に当該措置について指示するものとする。

(1) 官給物品等の補修又は再支給を直ちに行わなければ、契約の履行に著しい影響を及ぼすおそれがあると認める場合

(2) 事故が再発するおそれがあり、製造等を中止させる必要があると認める場合

(3) 事故が対外的に重大な影響を及ぼすと認める場合  
(判定書の作成)

第51条 調達事業部物別官室長は、第50条に規定する地方防衛局長等から報告された書面又は契約相手方から提出された書面の審査を行い、契約条項その他の関係書類を検討し、必要に応じて契約相手方と調整を行った上、損害の額、事故の帰責及び損害の負担区分について、事故の判定書を作成するものとする。

2 調達事業部物別官室長は、前項の規定により作成した判定書について担当官の承認を受け、長官に報告の上、当該調達要求を行った大臣官房長等と協議するものとする。

(合意書の作成)

第52条 調達事業部物別官室長は、前条第2項の規定により大臣官房長等との協議が整った場合には、契約相手方と協議を行った上、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 契約相手方に対し官給物品等の補修等を行わせる場合には、当該補修等の範囲、方法、期限、場所その他必要な事項

(2) 契約相手方に対し官給物品等の再度の支給を行う場合には、当該支給の品目、数量、場所、期日その他必要な事項

(3) 滅失又は損傷した契約物品の措置その他必要な事項

(4) 契約相手方に対し損害賠償を請求する場合には、当該損害賠償の額その他必要な事項

(5) 契約の変更又は解除を行う場合には、当該変更又は解除の範囲、それに伴う違約金その他必要な事項

2 調達事業部物別官室長は、前項各号に掲げる事項を定めた場合には、事故の処理に関する合意書を作成し、担当官の決裁を受け、認証官の認証を受けるものとする。

3 調達事業部物別官室長は、前項の規定により認証を受けた後、長官に報告の上、事故の処理に関する合意書を契約相手方に交付するものとする。また、所掌の地方防衛局長等及び当該調達要求を行った大臣官房長等にもそれぞれ当該合意書の写しを送付するものとする。

る。

(契約の変更等)

第53条 調達事業部長は、前条に規定する事故の処理に関する合意書に基づき契約の変更又は解除を行う必要があると認める場合には、契約の変更又は解除の手続をとるものとする。

#### 第4節 契約物品の契約不適合

(契約物品の契約不適合)

第54条 契約物品の契約不適合、その他、契約による給付について生じた契約不適合に関する処理手続は、別に定める。

2 調達事業部長は、前項に関する手続のうち、大臣官房長等との協議については、長官の承認を受けるものとする。

#### 第5節 事故処理委員会

(事故処理委員会)

第55条 長官は、契約の解除、納期猶予に関すること、契約物品及び官給物品等の事故、その他契約に関する

る紛争等において、当該事案を所掌する物別官室長と契約相手方の意見が相違する場合又は契約相手方との調整が困難と認められる場合において、当該事案を所掌する物別官室長から通知を受けた場合、当該紛争等を審議するため、事故処理委員会に諮問しなければならない。

2 事故処理委員会は、装備庁に置く。

3 事故処理委員会について必要な事項は、別に定めるところによる。

## 第6章 雑則

(委任規定)

第56条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、調達管理部長又は調達事業部長がそれぞれの所掌について別に定めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令に基づき別に定める細部実施要領等で規定される別記様式は、当分の間、契約事務に関する達（平成18年装備本部達第4号。以下「契約事務達」という。）に規定された別記様式を適宜修正して使用することができる。
- 3 この訓令の施行の日前に、契約事務達に規定されていた別記様式により既に送付又は提出された書類等については、この訓令の規定により防衛装備庁に提出されたものとみなす。
- 4 この訓令の施行の日前に契約事務達の規定により行われた手続は、別段の定めのあるものを除き、この訓令の規定により行われた手続とみなす。